

2023年4月6日(木) HP公開以降の更新履歴

更新月日	設置ファイル名	更新ページ	項目	更新内容	
				変更前	変更後
7/3	公募要領<個人申請編>	P40	3. 交付要件 3-3. 追加設備等の交付要件 (3) 地中熱ヒートポンプ・システム	補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の要件を全て満たすこと。 ・表1に記載する要件を全て満たすこと。 ・地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。 ・原則、日本国内で市場流通されている製品であること。 ・中間報告時にボーリング着工写真を提出できること。	補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の要件を全て満たすこと。 ・表1に記載する要件を全て満たすこと。 ・地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。 ・原則、日本国内で市場流通されている製品であること。 ・完了実績報告時にボーリング着工写真を提出できること。
7/3	公募要領<法人申請編>	P41	3. 交付要件 3-3. 追加設備等の交付要件 (3) 地中熱ヒートポンプ・システム	補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の要件を全て満たすこと。 ・表1に記載する要件を全て満たすこと。 ・地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。 ・原則、日本国内で市場流通されている製品であること。 ・中間報告時にボーリング着工写真を提出できること。	補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の要件を全て満たすこと。 ・表1に記載する要件を全て満たすこと。 ・地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。 ・原則、日本国内で市場流通されている製品であること。 ・完了実績報告時にボーリング着工写真を提出できること。
7/28	公募要領<法人申請編>	P60	4. 事業の実施 4-5. 補助事業終了後 (2) 取得財産の管理等	新築建売戸建住宅における重要事項 補助事業者たるZEHビルダー/プランナーが補助金の交付を受ける場合、事業継承者へ速やかに補助事業を承継する手続きをSIIに対して行うこと。 その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「取得財産の適正管理」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。	新築建売戸建住宅における重要事項 補助事業者たるZEHビルダー/プランナーが補助金の交付を受ける場合、事業継承者へ速やかに補助事業を承継する手続きをSIIに対して行うこと。 その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「取得財産の適正管理」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。 (注) 事業継承者は、当該住宅に常時居住する予定の者であること（別荘、セカンドハウス等は補助対象外）。